



「保護者の同意による入院年」や「家族等又は市町村長の同意による入院年月日」

住所	氏名	性別	男・女
生年月日	年 月 日	続柄	
選任年月日	年 月 日		

住所	氏名	性別	男・女
生年月日	年 月 日	続柄	

「保護者の同意による入院年」や「家族等又は市町村長の同意による入院年月日」

「保護者」や「同意をした家族等又は市町村長」は、関係書類を添付書類として提出することとする。

2 推定される入院期間及び選任された退院後生活環境相談員の氏名を記載した医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第1条の5に規定する入院診療計画書の写し

「保護者」は「保護者」や「同意をした家族等又は市町村長」は、関係書類を添付書類として提出することとする。

第12号様式 別除

「保護者」

住所	氏名	性別	男・女
生年月日	年 月 日	続柄	

「保護者」

「保護者」は「保護者」や「同意をした家族等又は市町村長」は、関係書類を添付書類として提出することとする。

住所	氏名	性別	男・女
生年月日	年 月 日	続柄	

「保護者」

「保護者」

住所	氏名	性別	男・女
生年月日	年 月 日	続柄	

「過去/2月間の状況」/不定期的 (1)月単位 (2)数箇月単位 (3)益・正月)

過去/2月間の状況	/不定期的 (1)月単位 (2)数箇月単位 (3)益・正月)
外泊の状況	3なし
退院に向けた取組の状況	退院後生活環境相談員氏名

「保護者」

「保護者」

「保護者」

「保護者」

「保護者」

「保護者」

住所	氏名	生年	月	日	続柄
氏名					

「保護者」

「保護者」

住所	氏名	続柄
氏名		

「保護者」

住所	氏名	続柄
氏名		

「保護者」

住所	氏名	続柄
氏名		
所在地		
連絡先		

「保護者」

「保護者」

希 臘 叢	中 野	中 野	中 野
-------	-----	-----	-----

を 削

る。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

山口県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

**山口県規則第十五号**

山口県会計規則の一部を改正する規則

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第六十条第一項第三十二号中「及び」の下に「郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であつて」を加え、「を営む郵便局（郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する郵便局）」を「の業務を行うもの」に改める。

第七十二条第四項中「第十条第一項第一号及び第二号」を「第十条第一項第二号及び第三号」に改める。

第七十二条の二第一項中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。  
第二百八条第七項中「第三百六十四条第一項」を「第三百六十四条」に改める。

別表第一山口県立防府商業高等学校の項を次のように改める。

山口県立防府商工高等学校

山口県立防府商業高等学校

別表第三山口県立防府商業高等学校の出納員の項を次のように改める。

山口県立防府商工高等学校の出納員

山口県立防府商工高等学校

別記第四号様式中

給 与 冊	給 与 冊
-------	-------

を

給 与 冊 No.

に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第六十条第一項第三十二号、第七十二条第四項、第七十二条の二第一項及び第二百八条第七項の改正規定は、公布の日から施行する。



**山口県告示第百二十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十六年三月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林の所在場所

長門市深川湯本字赤ノ谷二〇八の一、二〇八の五から二〇八の八まで

美祢市西厚保町本郷字江下山二二六の二一、二二六の二四、二二六の二六

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係

市役所に備え置いて縦覧に供する。( )

一 保安林の所在場所

下関市菊川町大字上保木字鷹ノ尾一〇五、一〇九、字栢ノ木一五二、一六六、一六七、一七五、八九八から九〇〇まで、九〇一の一、九〇一の三、九〇二から九〇五まで、九〇八、九〇九、字大浴三〇八、三二二、三二三、三二八の一、三三四の一、三三四の二、三三七、三三四、三三六から三四〇まで、三四一、三四三の一、三四三の二、三四四

長門市三隅中字長浴二八〇の一、二八〇の二、字足河内二八〇の三六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

下関市菊川町大字上保木字栢ノ木九〇〇・字大浴三三四の一・三四〇(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百二十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する。

平成二十六年三月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美祢市秋芳町嘉万字大滝二の二、字土車一二五〇の一から一二五〇の四まで、一二五〇の一、一二五〇の一五から一二五〇の一八まで、一二五〇の三九、一二五〇の四〇、一二五〇の四五、一二五〇の四七、字広山一二六〇の一、一二六〇の四、一二六〇の五、一二六一の一、一二六一、字日嶺奥山一二六二の一から一二六二の三まで、字戸根畑一二六三、字向山一二六五の二、一二六六、一二六六の九、一二六六の一〇、字バラ松一二七五の一、一二七五の三、一二七五の四、一二七五の四一、一二七五の六〇、秋芳町青景字金山三三七の五五、三三七の五八、三三七の五九、美東町大田字広がり五七〇の一、五七〇の三、五七〇の四から五七〇の一六まで、五七〇の一九、五七〇の二一、七六七から七七一まで、字宝満平七七二から七七七まで、字宝満七七八の一・七七八の三(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、七七八の四から七七八の二二まで、七七八の一六、七七八の一七、七七八の一九から七七八の二二まで、字免現寺一九三五から一九四〇まで、一九四一、一九四三、一九四五から一九四八まで、一九五二の一、一九五三、一九五四、一九五六、一九五八、一九五九の一、一九五九の三、一九六〇、一九六一、一九六二の一、一九六二の二、一九六三から一九七八まで

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下関市菊川町大字西中山字小舎四〇、字小舎ケ迫四〇の一、四〇の二、菊川町大字上田部字赤錆七三六の三

美祢市秋芳町岩永下郷字北奥ノ谷九七八の三、九七八の三九

二 保安林として指定された目的



道路の種類 路線名 宇賀山陽線 道路の区域	区 間	下関市大字安岡字大敵一〇六の一地先から	下関市大字安岡字大敵一〇七の一地先まで	下関市大字安岡字大敵一〇六の一地先から	下関市大字安岡字大敵一〇七の一地先まで	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考					
		新	旧	最狭 四一・三〇	最狭 一六・〇四	最狭 四二・三〇				最狭 四三・〇〇	六・三	六六・一	六二・五	ダブルウェイ
		最狭 四一・三〇	最狭 一六・〇四	最狭 四二・三〇	最狭 四三・〇〇	六・三				六六・一	六二・五	ダブルウェイ		
		八五・一・三	二二三・〇	六二・五	六六・一	六二・五				六六・一	六二・五	ダブルウェイ		

道路の種類 路線名 伊佐吉部山口線 道路の区域	区 間	宇部市大字東吉部字風呂ノ上三三八の四地先から	宇部市大字東吉部字門脇三二二の七地先まで	宇部市大字東吉部字風呂ノ上三三八の四地先から	宇部市大字東吉部字門脇三二二の七地先まで	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考					
		新	旧	最狭 六一・五三	最狭 二六・〇〇	最狭 一三・七八				最狭 一三・七八	五九七・八	九一〇・四	八五三・〇	道路改良工事の完了による。
		最狭 六一・五三	最狭 二六・〇〇	最狭 一三・七八	最狭 一三・七八	五九七・八				九一〇・四	八五三・〇	道路改良工事の完了による。		
		八五三・〇	九一〇・四	五九七・八	五九七・八	九一〇・四				八五三・〇	道路改良工事の完了による。			

道路の種類 路線名 琴芝際波線 道路の区域	区 間	下関市大字小月町字札ノ尾二四三三の一地先から	下関市大字小月町字綴田二四四九の一地先まで	下関市大字小月町字札ノ尾二四三三の一地先から	下関市大字小月町字綴田二四四九の一地先まで	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考					
		新	旧	最狭 五二・二二	最狭 三六・五〇	最狭 二四・〇六				最狭 二九・四〇	一九六・九	一〇六四・〇	一〇二七・六	号の国道四九一(重用)
		最狭 五二・二二	最狭 三六・五〇	最狭 二四・〇六	最狭 二九・四〇	一九六・九				一〇六四・〇	一〇二七・六	号の国道四九一(重用)		
		一〇二七・六	一九一・六	一〇六四・〇	二九・四〇	一九六・九				一〇六四・〇	一〇二七・六	号の国道四九一(重用)		

道路の種類 路線名 七見小月線 道路の区域	区 間	下関市大字小月町字綴田二四四九の一地先から	下関市大字小月町字綴田二四四九の一地先まで	下関市大字小月町字綴田二四四九の一地先から	下関市大字小月町字綴田二四四九の一地先まで	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考				
		新	旧	最狭 三六・五〇	最狭 四三・四〇	最狭 二九・四〇				最狭 二七・四〇	一九六・九	一〇五〇・八	号の国道四九一(重用)
		最狭 三六・五〇	最狭 四三・四〇	最狭 二九・四〇	最狭 二七・四〇	一九六・九				一〇五〇・八	一〇二二・一	号の国道四九一(重用)	
		一九一・六	一〇二二・一	一九六・九	二七・四〇	一九六・九				一〇五〇・八	一〇二二・一	号の国道四九一(重用)	





(八二) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成二十六年三月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
山口市	平成二十四年四月二十七日から平成二十五年八月十五日まで	山口市地籍図 山口市地籍簿	秋穂東及び阿東出雲中の各一部
萩市	平成二十三年四月二十一日から平成二十五年三月十二日まで	萩市地籍図 萩市地籍簿	大字椿東及び大井の各一部

二 認証年月日

平成二十六年三月二十八日

(八三) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十六年五月七日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年三月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請のあった年月日

平成二十六年三月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
 名称 特定非営利活動法人らいと

代表者の氏名 梶山 滋  
 主たる事務所の所在地 下関市秋根南町一丁目一番五号

(八四) 特定鳥獣保護管理計画の公表

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第七条第一項の規定により、平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの期間における特定鳥獣(カワウ)保護管理計画を定めたので、次の要領により公表します。

平成二十六年三月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 計画の内容

- (一) 特定鳥獣の種類
- (二) 特定鳥獣保護管理計画の計画期間
- (三) 特定鳥獣の保護管理が行われるべき区域
- (四) 特定鳥獣の保護管理の目標
- (五) 特定鳥獣の数の調整に関する事項
- (六) 特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項

二 縦覧の場所

山口県環境生活部自然保護課及び各農林事務所

(八五) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十六年三月二十八日から同年七月二十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年三月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク長府中土居店  
 所在地 下関市長府中土居本町五九〇

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住 所 代表者の氏名  
 株式会社N.T.T.西日本ア セット・プランニング 大阪市中央区今橋二丁目五番八号 永見 信之  
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前九時三〇分	午前九時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時一五分から午後一時一五分まで	午前八時三〇分から午後一時一五分まで

四 届出年月日  
 平成二十六年二月二十四日  
 五 変更年月日  
 平成二十六年三月十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 アルク安岡ショッピングパーク  
 所在地 下関市富任町一丁目四七四の六  
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住 所 代表者の氏名  
 株式会社安成工務店 下関市綾羅木新町三丁目七番一号 安成 信次  
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業者の開店時刻	午前九時三〇分	午前九時
株式会社丸久		

四 届出年月日  
 平成二十六年二月二十四日  
 五 変更年月日  
 平成二十六年三月十日

(八六) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出  
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十六年三月二十八日から同年七月二十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業経済部商業振興課において公衆の縦覧に供します。  
 平成二十六年三月二十八日  
 山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 アルク西岐波店  
 所在地 宇部市大字西岐波一五六一の三  
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住 所 代表者の氏名  
 株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 田中 康男  
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前九時三〇分	午前九時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時一五分から翌日の午前零時一五分まで	午前八時三〇分から翌日の午前零時一五分まで

四 届出年月日  
 平成二十六年二月二十四日  
 五 変更年月日  
 平成二十六年三月十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 アルク琴芝店  
 所在地 宇部市西琴芝二丁目九一〇  
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住 所 代表者の氏名  
 株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 田中 康男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時三〇分 午前九時二〇分から翌日の午前零時二〇分まで	午前九時 午前八時三〇分から翌日の午前零時二〇分まで

四 届出年月日

平成二十六年二月二十四日

五 変更年月日

平成二十六年三月十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク南浜店

所在地 宇部市南浜町二丁目八番四号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

宇部マテリアルズ株式会社 宇部市大字小串一九八五

所 代表者の氏名

安部 研一

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時三〇分 午前九時一五分から翌日の午前零時一五分まで	午前九時 午前八時三〇分から翌日の午前零時一五分まで

四 届出年月日

平成二十六年二月二十四日

五 変更年月日

平成二十六年三月十日

(八七) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十六年三月二十八日から同年七月二十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年三月二十八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク山口店

所在地 山口市中央四丁目二八三五

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六

所 代表者の氏名

田中 康男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時三〇分 午前九時から翌日の午前一時まで	午前九時 午前八時三〇分から翌日の午前一時まで

四 届出年月日

平成二十六年二月二十四日

五 変更年月日

平成二十六年三月十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク大内店

所在地 山口市大内矢田九一〇の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六

所 代表者の氏名

田中 康男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 来客が駐車場を利用することができる時間帯	変更 午前九時三〇分	変更前 午前九時から翌日の午前零時	変更後 午前九時
--	---------------	----------------------	-------------

四 届出年月日

平成二十六年二月二十四日

五 変更年月日

平成二十六年三月十日

(八八) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十六年三月二十八日から同年七月二十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年三月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク中関店

所在地 防府市大字田島一四九七の二

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社丸久 住所 防府市大字江泊一九三六 代表者の氏名 田中 康男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	変更前 午前九時三〇分	変更後 午前九時
------------------------------------	----------------	-------------

三 変更に係る事項の概要

来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時から翌日の午前零時	午前八時三〇分から翌日の午前零時二〇分まで
----------------------	---------------	-----------------------

四 届出年月日

平成二十六年二月二十四日

五 変更年月日

平成二十六年三月十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク牟礼店

所在地 防府市大字江泊一九三六

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社丸久 住所 防府市大字江泊一九三六 代表者の氏名 田中 康男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 来客が駐車場を利用することができる時間帯	変更前 午前九時三〇分	変更後 午前九時
--	----------------	-------------

四 届出年月日

平成二十六年二月二十四日

五 変更年月日

平成二十六年三月十日

(八九) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十六年三月二十八日から同年七月二十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年三月二十八日  
山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 アルク今宿店  
所在地 周南市新宿通五丁目二四
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名称 住 株式会社丸久  
住所 防府市大字江泊一九三六  
代表者の氏名 田中 康男
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前九時三〇分	午前九時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時二〇分から翌日の午前零時二〇分まで	午前八時三〇分から翌日の午前零時二〇分まで

- 四 届出年月日  
平成二十六年二月二十四日  
変更年月日
- 五 平成二十六年三月十日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 アルク新南陽店  
所在地 周南市大字富田二七六三
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名称 住 株式会社丸久  
住所 防府市大字江泊一九三六  
代表者の氏名 田中 康男
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前九時三〇分	午前九時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時一五分から翌日の午前零時一五分まで	午前八時三〇分から翌日の午前零時一五分まで

- 四 届出年月日  
平成二十六年二月二十四日
- 五 変更年月日  
平成二十六年三月十日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 アルク徳山中央店  
所在地 周南市花畠町一二七の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名称 住 周南システム産業株式会社  
住所 周南市江口一丁目一番一号  
代表者の氏名 野村 收
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前九時三〇分	午前九時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時一五分から翌日の午前零時一五分まで	午前八時三〇分から翌日の午前零時一五分まで

- 四 届出年月日  
平成二十六年二月二十四日
- 五 変更年月日  
平成二十六年三月十日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 アルク慶万店  
所在地 周南市慶万町一八三三の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名称 住 エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社  
住所 東京都千代田区外神田四丁目一四番一号  
代表者の氏名 牧 貞夫
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 来客が駐車場を利用することができる時間帯	変更前 午前九時三〇分 午前九時一五分から翌日の午前零時一五分まで	変更後 午前九時 午前八時三〇分から翌日の午前零時一五分まで
--	---	--------------------------------------

四 届出年月日  
平成二十六年二月二十四日  
変更年月日  
平成二十六年三月十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク徳山東店

所在地 周南市松保町一七〇四の五

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社丸久 住 防府市大字江泊一九三六 所 代表者の氏名 田中 康男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 来客が駐車場を利用することができる時間帯	変更前 午前九時三〇分 午前九時二〇分から翌日の午前零時二〇分まで	変更後 午前九時 午前八時三〇分から翌日の午前零時二〇分まで
--	---	--------------------------------------

四 届出年月日  
平成二十六年二月二十四日  
変更年月日  
平成二十六年三月十日

(九〇) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十六年三月二十八日から同年七月二十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市産業建設部商工労働観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年三月二十八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク港町店

所在地 山陽小野田市港町五八一〇の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社丸久 住 防府市大字江泊一九三六 所 代表者の氏名 田中 康男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 来客が駐車場を利用することができる時間帯	変更前 午前九時三〇分 午前九時一五分から翌日の午前零時一五分まで	変更後 午前九時 午前八時三〇分から翌日の午前零時一五分まで
--	---	--------------------------------------

四 届出年月日  
平成二十六年二月二十四日  
変更年月日  
平成二十六年三月十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク小野田店

所在地 山陽小野田市大字西高泊六四〇の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社丸久 住 防府市大字江泊一九三六 所 代表者の氏名 田中 康男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
---------	-----	-----

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前九時三〇分	午前九時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時から午後二時二〇分まで	午前八時三〇分から午後二時二〇分まで

- 四 届出年月日  
平成二十六年二月二十四日
- 五 変更年月日  
平成二十六年三月十日

(九一) 農地中間管理事業の推進に関する基本方針の策定

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第三条第一項の規定により、次のとおり農地中間管理事業の推進に関する基本方針を定めました。

平成二十六年三月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 農地中間管理事業の推進に関する基本方針の内容  
縦覧に供する農地中間管理事業の推進に関する基本方針のとおり
- 二 縦覧の場所  
山口県農林水産部農業振興課



山口県公安委員会告示第十号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示(昭和四十一年山口県公安委員会告示第六十三号)の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月二十八日

山口県公安委員会

表山口県若国警察署の部藤河警察官駐在所の項位置の欄中、「多田」を、「多田二丁目」に改め、同表山口県柳井警察署の部柳井駅前交番の項所管区の欄中、「及び馬血警察官駐在所」を削り、「古開作」の下に、「新庄、余田」を加え、同部平生幹部交番の項の次

に次のように加える。

馬血警察官 連絡所	柳井市柳井
新庄警察官 連絡所	柳井市新庄
余田警察官 連絡所	柳井市余田

表山口県柳井警察署の部馬血警察官駐在所の項、新庄警察官駐在所の項及び余田警察官駐在所の項を削り、同表山口県周南警察署の部周南団地交番の項所管区の欄中、「楠木二丁目」の下に、「横浜町、五月町、宮前町、遠石一丁目、遠石二丁目、遠石三丁目、青山町、若草町、上遠石町、東山町」を、「下馬屋」の下に、「大河内、桜ヶ迫」を加え、同部遠石交番の項を削り、同部中央交番の項所管区の欄中、「遠石交番」を削り、同部鹿野交番の項の次に次のように加える。

遠石警察官 連絡所	周南市遠石 三丁目
--------------	--------------

表山口県周南警察署の部福川警察官連絡所の項及び久米警察官連絡所の項を削り、同表山口県山口警察署の部徳佐交番の項の次に次のように加える。

串警察官連 絡所	山口市徳地 鯖河内
-------------	--------------

表山口県山口警察署の部串警察官駐在所の項を削り、同部島地警察官駐在所の項所管区の欄中、「のうち」の下に、「徳地鯖河内、徳地串、」を加え、同表山口県下関警察署の部江の浦警察官連絡所の項を削り、同表山口県長府警察署の部小月交番の項所管区の欄中、「小月高雄町」の下に、「工領開作、木屋川一丁目、木屋川本町一丁目、木屋川本町二丁目、木屋川本町三丁目、木屋川本町四丁目、木屋川本町五丁目、木屋川南町一丁目、木屋川南町二丁目、木屋川南町三丁目、木屋川南町四丁目、王喜本町一丁目、王喜本町二丁目、王喜本町三丁目、王喜本町四丁目、王喜本町五丁目、王喜本町六丁目、王喜本町七丁目、王喜本町八丁目、王喜本町九丁目、王喜本町十丁目、白崎一丁目、白崎二丁目、白崎三丁目、白崎四丁目、松屋本町一丁目、松屋本町二丁目、松屋本町三丁目、松屋本町四丁目、松屋本町五丁目、松屋上町一丁目、松屋上町二丁目、松屋上町三丁目、松屋東町一丁目、松屋東町二丁目、松屋東町三丁目」を、「大字小月町」の下に、「大字宇津井、大字松屋」を加え、同項の次に次のように加える。

表山口県長府警察署の部豊田幹部交番の項所管区の欄中「のうち」の下に「豊田町大字稲見、豊田町大字金道、豊田町大字宇内、豊田町大字八道、豊田町大字鷹子、豊田町大字浮石、豊田町大字今出、豊田町大字地吉、豊田町大字大河内」を加え、「(百合野警察官駐在所の所管区を除く。)」を「、豊田町大字檜原」に改め、同部安養寺警察官連絡所の項の次に次のように加える。

菊川交番	下関市菊川町大字田部	下関市のうち菊川町大字巒井、菊川町大字道市、菊川町大字榎ノ木、菊川町大字東中山、菊川町大字西山、菊川町大字上保木、菊川町大字下保木、菊川町大字下岡部、菊川町大字上野、菊川町大字大野、菊川町大字田部、菊川町大字上岡部、菊川町大字七見、菊川町大字下岡部、菊川町大字上岡部、菊川町大字吉賀、菊川町大字檜崎、菊川町大字久野、菊川町大字吉賀、菊川町大字日新
------	------------	---

王喜警察官連絡所	下関市王喜本町二丁目	
檜崎警察官連絡所	下関市菊川町大字吉賀	
豊田中警察官連絡所	下関市豊田町大字八道	
百合野警察官連絡所	下関市豊田町大字大河内	

表山口県長府警察署の部菊川警察官駐在所の項、檜崎警察官駐在所の項及び豊田中警察官駐在所の項から王喜警察官駐在所の項までを削る。

平成  
二十六年  
三月  
二十八日  
印刷  
發行

發行  
行人所

山口  
県知事  
庁